木造住宅 無料耐震診断のご案内

昭和 56 年 5 月 31 日以前 に建設(着工)された木造住宅が対象です

※ 店舗を兼ねる住宅は、延べ床面積の 1/2 以上が住宅部分の場合のみ対象となります
※ 丸太組工法、プレハブ工法は対象外です
※ 木造以外の住宅や事業所の耐震診断については別途ご相談ください（一部補助あり）

1.木造住宅 無料耐震診断について

町では、昭和 56 年 5 月 31 日以前に建てられた木造住宅の無料耐震診断を実施しています
令和 6 年 1 月に発生した能登半島地震では、古い木造住宅（旧耐震住宅）の倒壊が相次ぎ、
多くの方が倒壊した家屋の下敷きになるなどして命を落とされました。
この地域においても、南海トラフ巨大地震等の発生が懸念されています
大地震の発生に備えて早い段階で耐震診断を実施し、適切な対策を行われることをお勧めします

2.申込期限　　募集件数：6 件(先着順)

【第 1 回】 令和 8 年　5 月 7 日(木) ～ 令和 8 年　6 月 30 日(火)
【第 2 回】 令和 8 年　7 月 1 日(水) ～ 令和 8 年　9 月 30 日(水)
【第 3 回】 令和 8 年 10 月 1 日(木) ～ 令和 8 年 12 月 18 日(金)

3.申込方法

下記のものをお持ちのうえ、建設課までお越しください。
○ 申込書(様式は、建設課窓口または町ホームページにも掲載されています)
○ 建物の建築年月がわかる書類(建築確認済証、固定資産税家屋評価証明書、登記事項証明書 等)
○ 印鑑(朱肉を使うもの)

4.申請の流れ

（1） 耐震診断申込書を建設課へ提出します
（2） 診断を行う「岐阜県木造住宅耐震相談士」から後日連絡が入ります
　　相談士と調整し、現地調査の日時を決定します
（3） 当日は、建築時の図面や写真などの既存資料をもとに相談士が現地調査を実施します
　　（天井裏や床下を確認することもあります）
（4） 相談士は調査結果を持ち帰り、コンピュータソフトを用いた計算により、耐震性の評価と簡単な
　　補強計画をします
（5） 後日、相談士が再度住宅へお伺いし、診断の結果を説明します
　　補強が必要な場合は補強工事にかかる概算金額もお伝えします



5.補強が必要と診断された場合

耐震補強工事をされる場合、費用の一部を助成する制度もあります(裏面参照)

【お問い合わせ】
御嵩町役場　建設課　都市計画係
TEL：0574-67-2111（内線 2165）FAX：0574-67-1999 Mail：kanri@town.mitake.lg.jp

木造住宅 耐震改修工事のご案内

事前に木造住宅の耐震診断を行っている住宅が対象です

※ 町の無料耐震診断でなくてもかまいません
※ 耐震診断の結果、上部構造評点が 0.4 以下であることが条件です
※ 昭和 56 年 6 月以降に増築をしている場合、増築の部分は補助の対象外となります

1.補助金額

対象工事費の約 8 割（ただし、限度額 117.5 万円）

※ 限度額は 1 棟あたりの金額で、限度額を超える部分は自己負担となります
※ 上記の補助金額は一般的な補強工事（1.0 補強）の場合の金額です
※ 工事費を抑えた簡易な補強工事（0.7 補強）は補助金額が異なります

2.申請の流れ

(1) 建築物等耐震化促進事業実施計画書と添付書類(申請書に記載有)を建設課に提出します
(2) 建設課から事業承諾書の通知が届いてから事業に着工してください
(3) 半分ほど事業が進んだら、建設課が進捗状況の確認(中間検査)を行います
(4) 事業が完了したら補助金交付申請書と実績報告書を建設課に提出します
(5) 補助金交付決定通知書が届き、請求書を提出した後に補助金が交付されます

3.耐震改修工事実施後の支援制度

① **所得税の特別控除**
耐震改修工事に要した費用の 10%相当額(25 万円を上限)を所得税額から控除することができます

② **固定資産税額の減額措置（令和 7 年度で制度終了予定）**
1 年間の固定資産税額（120 ㎡相当部分まで）が 2 分の 1 に減額されます

③ **地震保険料の割引制度**
地震保険料が 10%割引されます

④ **住宅リフォームローン利子補給制度**
民間の金融機関の住宅ローンを借りる人に対し、ローンの返済額のうち、1.0%の利子に相当する額について、県が当初 5 年間分を補助します

4.同時にリフォームを行う場合について

耐震改修とリフォームを同時に行うことも可能です。**補助対象となるのは耐震改修工事にかかる部分のみ**ですが、別々に施工するよりも工事費用を抑えることができます。



5.申請について

補助を受けるためには 令和 9 年 3 月 31 日までに
工事が完了している必要がありますので、お早めにお申し込みください。

【お問い合わせ】
御嵩町役場　建設課　都市計画係
TEL：0574-67-2111（内線 2165）FAX：0574-67-1999 Mail：kanri@town.mitake.lg.jp